

防府市市民課郵送証明交付事務取扱要領

平成20年5月1日制定

(目的)

第1条 この要領は、債権者及び債務者からの住民基本台帳法による住民票の郵送交付申請時に、申請者の確認と契約者と交付対象者が同一人であることを確認することにより、適正な住民票交付事務を行うことを目的とする。

(交付申請書の確認事務)

第2条 交付申請書について、次の記載があることを確認する。

(1) 申請者住所・氏名（法人の場合はその名称・代表者又は管理人及び申請の任にあたる人の氏名・事務所の所在地及び法人にあっては法人印）

(2) 交付対象者住所・氏名

(3) 交付申請理由（具体的な債権・債務内容及び住民票の利用目的）

(添付書類)

第3条 交付申請時に、次の書類の添付を求める。

(1) 申請者（法人の場合は、申請の任にあたる人）の身分が確認できるもので社員証等と公的機関が発行した身分証明書（住所が印字されたもので個人番号カード、運転免許証、健康保険被保険者証等）の写し。

(2) 法人の場合は、主たる事務所の所在地が確認できるもので、登記簿謄本、社員証等の写し。

(3) 債権・債務が確認できるもので、金銭貸借契約書、債権残高明細書等（以下「契約書等」という。）の写し。または、貸金業法における貸金業者で契約書等を添付できない場合には、貸金業法第19条に基づき義務付けられている帳簿の写し、帳簿の写しに相違ない旨及び契約書等の写しが添付できない理由を明示した誓約書。

(4) 債権の回収を委託又は譲渡している場合は、債権回収委託契約書、債権譲渡契約書等の写し。

(添付書類と交付申請書の確認事務)

第4条 添付書類と交付申請書について、次のことを確認し、不明な事項については疎明資料を求める。

(1) 契約書等の契約者住所・氏名、契約日、債務内容、債権者住所・氏名。

(2) 契約書等に前項のほか、生年月日の記載がある場合、当該氏名、生年月日。

2 前項を確認の結果、契約書等と交付申請書の住所、氏名のつながりが確認できない場合には、同一人であることを確認するため次の書類の添付を求める。

(1) 債権者及び債務者が以前に他市町村で取得した住民票除票・附票の写し（保存期限等の関係で、契約時から現在までのすべての住民票の添付が困難な場合は、最終のもののみで可とする。）。

(2) 交付対象者本人を特定できる公的機関が発行した身分証明書（住所が印字されたもので個人番号カード、運転免許証、健康保険被保険者証等）の写し。

3 前項による確認が困難な場合には、申請者が法人である場合に限り、契約者と申請対象者が同一人であることを誓約させることで、交付に応じることができるものとする。

附 則

この要領は、平成20年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年7月1日から施行する。